

# 改憲を先取り具体化する戦争国家路線を

## 無防備地域宣言運動でいよいよ

二〇〇七年は、戦争を放棄した日本国憲法施行六〇周年、そして戦争違法化と自国民保護の国際水準をつくったジュネーブ条約追加議定書三〇周年にあたる。しかし、それをあざ笑うかのように、安倍首相は年頭から矢継ぎ早に戦争国家への旗を振っている。

年頭から

改憲の旗振る安部内閣

安倍首相は元日の年頭所感で「憲法施行六〇年にあたり新しい憲法を」と述べ、続く一月四日の年頭会見でも「改憲を参院選の争点に」「国民投票法案を次期国会で」「国民投票法案は後日与党単独で提出、採択の方針が示された（一〇の共同通信）」と憲法改悪をぶちあげた。さらに一月九日の防衛省移行式典では憲法で禁止されている集団的自衛権を現行憲法下でも行使できるように「研究」を指示した（一〇の産経新聞）。この一連の安倍首相の発言と後述する戦争国家への

動きは、もはや日本政府にとって憲法九条等なきものに等しい存在になっており、自民党案による新憲法制定を推し進めると同時に、現憲法下でも着々と自民党新憲法案の想定する戦争国家づくりを進めていることを示している。

この動きを止めるためには、憲法九条の条文が書き換えられなければよしとするだけではなく、本当に憲法九条を守り活かすために住民自治の力で平和のまちをつくりだす無防備地域宣言運動の拡大が今こそ必要になっている。

海外派兵主任務化は

改憲の先取り具体化

安倍内閣は、昨秋の臨時国会で「防衛省法案」を成立させ、去る一月九日防衛庁は省に衣替えされた。これにより、防衛省として従来の内閣府「外局」という位置から一層大きな権限を持ち、独自の予算編成権、人事権を有し、閣議開催も求めるこ

とができるようになった。さらに、「省」昇格に伴い自衛隊の任務が変更された。自衛隊法第三条第1項に規定する自衛隊の任務（従来は「直接、間接の侵略から我が国を防衛する」）に、国際緊急援助等、PKO協力業務等、テロ特措法・イラク特措法に基づく活動、機雷除去在外邦人輸送の輸送、周辺事態における後方地域支援等が組み入れられ、これらの「海外活動」が「本来任務」化されたのである。

従来は自衛隊法総則で「付随的任務」としか位置付けることのできなかった海外派兵、海外活動がいまや自衛隊の「主任務」となった。すでに新防衛大綱で「国際平和協力活動」を主たる任務とすることを謳い、自民党新憲法草案においても自衛軍保持とともに記されたが、防衛省法はそれを具体化・先取りしたものであった。

中央即応集団は先制攻撃部隊

この海外活動に対応するため、

政府は防衛省昇格に伴い「今年三月に発足する陸上自衛隊の「中央即応集団」に海外活動への対応を強化させるなど自衛隊の部隊再編にも取り組む方針だ。」（一〇共同通信）

中央即応集団はバラシユート部隊の第一空挺団や対テロ戦部隊の特殊作戦群を中心とした海外派兵を前提とした機動的戦闘部隊であり、「防衛」とは無縁のまさに先制攻撃の先兵となる部隊なのだ。

朝鮮有事の先制攻撃作戦

また、これと軌を一にして日米両政府は、朝鮮半島有事を想定した「共同作戦計画」づくりに着手し、今秋の完成を目指している（一〇朝日新聞）。日米両政府は、既に二〇〇二年に「JCS」というコードネームをつけた「概念計画」を策定・署名していたが、今回の作業ではこれを実施可能な「共同作戦計画」に格上げするというのである。

朝鮮半島有事の下で、周辺事態では、遭難米兵の搜索・救難や、米軍の出撃・補給拠点となる基地や港湾の提供、警護などを具体的にあげ、警察・自治

体・民間の協力も含めた具体的な計画をつくる(例:「港湾提供」-「深度」「荷役能力」等を算出した上で具体的な使用港湾を詰める。「医療」-「提供する病院名」「ベッド数」「必要な医薬品類」等を明確にする)。日本への武力攻撃事態では、主に北朝鮮の弾道ミサイル攻撃を想定、ミサイル防衛や敵基地攻撃などを想定し、自衛隊と米軍の役割分担を具体化する。「朝鮮半島有事」はブッシュ政権が今もなお維持している先制攻撃戦略「体制転換」を発動することによって引き起こされる以外にはほとんどあり得ないが、日本はそれに加担する計画を準備しているのである。

国民保護計画による有事訓練

そして、このような海外派兵の主任務化、朝鮮半島有事を想定した共同作戦計画づくりと表裏一体のものとして、地域における国民保護計画づくり、有事訓練が進行している。

昨年十一月一日現在で全国一八四〇市町村のうち、一八一自治体で国民保護協議会設置条例が制定され(98.4%)、うち一一二自治体で国民保護協議会が会され、二〇〇六年度中には

一八一四自治体が国民保護計画策定を完了させる予定であるという。また、国民保護訓練・有事訓練の実施も広がっている。(〇五年度十二件、〇六年度三十六件)〇七年度は、政府による国民保護訓練の全都道府県実施指示(Sonn3)により、国民を戦争体制づくりに協力させる有事訓練が増加することになる。



進められる有事訓練

新憲法押し付けの国民投票法案

安倍首相は、一月一七日の自民党大会で新憲法制定と国民投票法案の成立を前面に打ち出した。国民投票法案は「改憲のための手続法」と称されているが、その実、市民の表現一般や報道の自由を規制し、憲法をめぐる

議論を封じること、支配層が思うままの新憲法を制定する「自民党新憲法案押し付け法」なのである。

無防備地域宣言運動で九条無視の戦争国家路線を止め、戦争放棄戦力不保持交戦権否認実現を

以上から明らかのように、安倍内閣は新憲法の制定をめざしているが、九条が存在する現憲法下でも九条を無視し戦争国家をつくりあげようとしているのである。二〇〇七年は戦争国家へひた走るのが、市民の力でそれを止めるのか大きな岐路に立っているといっても過言ではない。

こうした状況の中で、私たちは「憲法九条を守る」意味を問い返し、平和をつくる政策提言をしていかなければならない。すなわち、「憲法九条を守る」とは「九条の表現を守る」ことに止まらず、その法律内容(戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認)を守ることなのである。そうでなければ、九条があっても九条を無視してつくるうとしている戦争国家路線を止めることはできない。

無防備地域宣言運動は、憲法と国際人道法を根拠にした軍民分離原則に基づく平和なまちづくりであり、積極的な自治体からの平和政策提言である。政府が九条を守らないなら、政府に守らせる運動とともに地方自治体レベルから平和をつくりだし憲法九条の輝き取り戻す運動が必要であり重要である。



昨秋の東京都目黒区、京都府向日市、大阪府箕面市、堺市での無防備平和条例直接請求署名の成功は、安倍内閣の戦争国家づくりを阻んでいく住民の力、地域の平和力が確かに存在することを示している。

今こそ、この運動をさらに発展させる時である。二〇〇七年を憲法施行六〇周年、そしてジュネーブ条約追加議定書三〇周年にふさわしい年にしよう。無防備平和条例を実現し、戦争国家づくり、新憲法制定を止めよう!